

食料・農業・農村基本計画

(抜粋)

平成22年3月

た役割の発揮は、農業・農村の健全な発展が、地方の経済や文化、都市の食や暮らし、国土・環境等の様々な安心につながるという国民の理解と具体的行動が前提となる。

このため、各種メディアやIT等を活用し、また、関係者の主体的な取組を引き出しながら、農業・農村の価値や役割についての認識を国民全体で共有する取組を強化し、食料自給率の向上や地域活性化につながる取組を広範に展開する。

その際、それぞれの取組が持続性を発揮しつつ実効あるものとなるよう、地域の消費者、農業者、事業者等が、農業・農村を軸として相互に連携し発展する、「農」を支える多様な連携軸の構築を図る。

4. 新たな理念に基づく食料・農業・農村政策の一体的展開

以上のような政策的な対応方向と改革の視点を踏まえ、農政を大転換するに当たり、農業・農村を再生させ、これを我が国全体の繁栄に結び付けることができるよう、以下の政策を基本に、第3に掲げる各般の施策を一体的に推進する新たな政策体系を構築する。

これを着実に実施することにより、平成32年度までに供給熱量ベースでの総合食料自給率50%の達成を目指すものとする。

(1) 戸別所得補償制度の導入

農業は、食料の安定供給や多面的機能の発揮など、国民の生活に重要な役割を果たしている。こうした役割は、農業が産業としての持続性を維持してこそ果たし得るものであり、その確保を図るためには、意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備する必要がある。

このような考え方の下、戸別所得補償制度を導入する。平成22年度から実施される戸別所得補償モデル対策においては、水田農業を対象として、米を生産数量目標に即して生産した販売農家・集落営農に対して、標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額分を交付する。併せて、水田を活用して食料自給率の向上等を実現するため、麦、大豆、米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産に対して、主食用米並みの所得を確保し得る額を交付する。このモデル対策の実施状況を踏まえて、戸別所得補償制度を導入するための制度設計等を行うこととしている。

(2) 「品質」、「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体制への転換

近年の食品に関する不祥事・事件の発生もあって、食の安全・安心が大きく損なわれている中で、「品質」、「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体制に転換することが重要である。

このため、「後始末より未然防止」の考え方を基本に、国産農林水産物や食品の安

全性向上のための科学的知見に基づく施策の推進に加え、フードチェーンにおける取組である「トレーサビリティ・システム」や「危害分析・重要管理点（HACCP）」、「農業生産工程管理（GAP）」の定着を実現する必要がある。

また、「地産地消」の推進とともに、国産・輸入を問わず、生産から流通、そして消費に至る一連のフードチェーンにおける取組を拡大することにより、食の安全と消費者の信頼を確保する必要がある。

さらに、食の安全に関するリスク評価機関の機能強化や、リスク管理機能の一元化について、関係府省の連携の下、あるべき体制の構築に向け検討を行う。

（3）6次産業化による活力ある農山漁村の再生

我が国の農山漁村を再生させるため、意欲ある農林漁業者をはじめ、地域の多様な事業者が、バイオマスや太陽光・水力・風力等の再生可能エネルギーだけでなく、農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵・伝統文化に至るあらゆる「資源」を活用する事業を含めた新たなビジネスに取り組めるよう、必要な支援策を講ずることを通じて、農山漁村の6次産業化を実現する。

こうした取組によって、付加価値のより多くの部分を農山漁村地域に帰属させ、農林漁業を再び活性化するだけでなく、地域内に雇用と所得を確保し、若者や子どもが希望を持って農山漁村に定住できる地域社会の再生を実現する。これを通じて、化石燃料の消費削減、温室効果ガスの吸収源としての役割の発揮、再生可能エネルギーの供給といった側面で、地球環境問題に大きく貢献していく。

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

国民の食生活を支える農林水産物や食品の生産から消費に至るフードチェーン全体において、様々な問題が生じてきている中、安全な食料を安定供給し、国民が安心を実感できる食生活の実現に向けた政策を確立する必要がある。

このため、国産農林水産物や食品の安全性の向上のための科学的知見に基づく施策・措置の提示や、これらを活用した国内のフードチェーンにおける取組の拡大を進め、食の安全や消費者の食に対する信頼を確保する。また、食品産業の持続的な発展を図ることにより、消費者の多様なニーズに適応した食料の安定供給を図る。さらに、不測時のみならず、平素からの対策も含めた総合的な食料安全保障を確立する。

(1) 食の安全と消費者の信頼の確保

① 食品の安全性の向上

「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、国産農林水産物や食品の安全性を向上させる。このため、食品中の危害要因の含有実態調査を実施するとともに、科学的根拠に基づく安全性向上のための取組を指針等として提示する。

これらの食品の安全性の向上に加え、安全な生産資材の確保や動植物防疫の推進等の幅広い分野において、安全性向上に活用するための調査研究とその結果の科学的解析を組み合わせ、それに基づく施策・措置とその企画や立案を推進する。

また、科学的知見・データ等の積極的な提供等を通じ、国際基準・規範の策定に貢献する。

さらに、リスク評価機関の機能強化や、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係府省の連携の下、検討を行う。

② フードチェーンにおける取組の拡大

国産農林水産物や食品の安全性の向上のため、生産者・食品産業事業者が、フードチェーンにおいて、科学的知見に基づく取組等を確実に実施できるような体系を構築する。

ア 生産段階における取組

農業生産工程管理（GAP）については、生産者の主体的な取組が進んだが、いまだ産地の導入は限定的な状況にとどまっている。また、国内に様々な GAP が存在するとともに、科学的知見や消費者・実需者のニーズを踏まえた取組への対応も十分に進んでいない状況にある。

このような実態を踏まえ、食品安全に加え、環境保全、労働安全のように幅広い分野を対象とする高度な取組内容を含む GAP の推進は、消費者・生産者双方がメリットを享受できるものと考えられることから、その共通基盤づくりを進めるとと

もに、産地における更なる取組の拡大と取組内容の高度化を推進する。

また、安全な食品の安定供給のために、安全な生産資材（肥料・農薬・飼料・動物用医薬品）の確保を図るとともに、その適正な使用を推進する。

イ 製造段階における取組

危害分析・重要管理点（HACCP）についても、GAPと同様に、消費者・事業者双方に有意義なものと考えられることから、その導入を推進していく必要があるが、導入費用がかさみ、中小規模層において取組が進んでいない実態を踏まえ、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」に基づく長期低利融資に加え、食品の製造実態に応じた低コストで導入できる手法を構築し普及するとともに、現場責任者等の養成のための取組を強化する。

また、HACCP手法の導入が困難な零細規模層に対して、HACCP手法の前提となる一般的衛生管理を徹底する。

ウ 輸入に関する取組

輸入食品における有毒、有害物質の混入事案が相次いで発生していることにより、輸入検疫体制の強化等、輸入食品の安全性の確保は重要な課題となっており、国民の関心も極めて高い。このため、輸出国政府との二国間協議や在外公館を通じた現地調査等の実施、情報等の入手のための関係府省との連携の推進、監視体制の強化等により、輸入食品の安全性の確保を図る。

エ 流通段階における取組

食品に係るトレーサビリティについては、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米穀等の取引等の記録の作成・保存の義務化を内容とするトレーサビリティ制度の導入を円滑に進める。さらに、国民の健康保護、適正な流通や表示を目指す観点から、米穀等以外の飲食料品についても、米穀等に係る制度の実施状況を踏まえ、入出荷記録の作成・保存の義務付け等について検討し、その結果に基づいて制度的な対応措置を講じる。また、対応の遅れている農林漁業者や中小食品産業事業者における取組の拡大を図る。

③ 食品に対する消費者の信頼の確保

米穀等以外の飲食料品についてのトレーサビリティ制度の検討等に加え、消費者にとって分かりやすい食品表示のあり方について検討を進めるとともに、加工食品における原料原産地表示の義務付けを着実に拡大する。

また、JAS規格の策定と見直しの手続の透明化を積極的に推進するとともに、インターネット通信販売等における食品情報の標準的な提供方法等新たな規格について検討し、可能なものからJAS規格化する。

さらに、食への信頼向上に向けた食品産業事業者の主体的な活動を促すため、食品の品質管理や消費者対応等の取組に関する情報の積極的な提供を働きかけるとともに、この取組が取引先や消費者により適正に評価される機会を増大させる。